

市・県民税の申告は3月15日(火)までに

令和4年度【令和3年中の所得】の申告受付を次のとおり行います。

昨年に引き続き、**新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、原則郵送での申告をお願いします。**

やむを得ず、対面での申告相談を希望する方は下記日程表のとおり**各区1か所程度**広い会場を設けますのでお越しください。

混雑緩和のため、事前に申告書への記入をお願いします。

※昨年、市・県民税の申告書を提出した方には、1月下旬に市・県民税申告書を郵送します。

詳しくはこちら



申告書は「提出用」を郵送してください。「本人控」に受付印および市からの返送が必要な場合は、市からの送付に使用する返信用封筒を同封してください。返信用封筒には、あて先・住所を記入し、切手を貼って送付してください。

申告が必要な方

令和4年1月1日現在、熊本市内に住所がある方で令和3年中の収入の状況等が次に該当する方

- 営業、農業、不動産、配当等の所得があった方
- 給与所得者でその他の収入があった方
- 日雇い、パート、アルバイト等の収入があった方
- 退職し、再就職していない方(年末調整が済んでいない方)
- 公的年金受給者で公的年金等の源泉徴収票に記載のある控除以外の控除がある方や他の収入があった方
- 世帯主が市外へ単身赴任等で転出している家族の方
- 遺族年金や障害年金等の非課税年金のみを受給していた方
- 雇用保険のみを受給していた方
- 収入がなかった方(市内に住所がある親族に扶養されている方を除く)
- 上場株式等に係る譲渡所得等・配当等について、所得税と異なる課税方式を選択される方 など

申告の必要がない方

- 所得税および復興特別所得税の確定申告をする方
- 収入が給与収入のみで勤務先から「給与支払報告書」が提出される方
- 収入が公的年金のみで所得控除の申告の必要がない方
- 収入がなく、市内に住所がある親族に扶養されている方

所得税および復興特別所得税の確定申告について

所得税および復興特別所得税の確定申告は、日程表の○印がついている会場で**還付申告のみ**受け付けます。**従って、以下の申告が必要な方は、税務署が設ける確定申告会場(熊本城ホール)での申告をお願いします。**

- 事業(営業、農業、不動産)所得のある方
- 確定申告で雑損控除を受ける方
- 所得税の納付が必要な方
- 譲渡(土地、建物、株式等の売却)所得のある方
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
- 死亡した方の申告(準確定申告)をする方
- 確定申告書控に受付印が必要な方
- 令和2年分以前の申告をする方

申告に必要なもの

- (ア) 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの(被扶養者分を含む)
- (イ) 収入を証明できるもの
 - ・源泉徴収票や収入証明書
 - ・帳簿、収支内訳書など(収入や必要経費などが確認できる書類)
- (ウ) 所得から控除する金額が確認できるもの(各種控除適用に必要なもの)
 - ・国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料の支払証明書(確認書)または領収書
 - ・生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の証明書
 - ・医療費明細書、医療費の領収書や医療費通知など医療費が分かる書類(保険等による補てんがある場合、補てん金額が確認できる書類)
 - ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書
 - ・寄附金の受領書
- (エ) 国外居住者を扶養する場合は、親族関係書類と送金関係書類
- (オ) 前年度に雑損控除や雑損失の繰越控除の申告をされた方のうち、本年度に繰り越し損失額がある方は、繰越金額がわかるもの
- (カ) 上場株式等に係る譲渡所得等や配当等について、所得税と異なる課税方式を選択される方は、特定口座取引報告書および確定申告書の控
- (キ) 前年分の申告書や収支内訳書の控 など

市・県民税(個人住民税)の申告書作成ができます!

市ホームページ上にある「住民税額シミュレーションシステム」を使って市・県民税の申告書を作成することができます。

「住民税額シミュレーションシステム」は、源泉徴収票などから所得や控除の数字を入力し、お持ちのプリンターで印刷すると市・県民税申告書が作成できます。作成した申告書は、関係書類とともに市民税課に郵送等で提出ください。

※申告データのインターネットを介しての提出はできません。

市・県民税の申告相談日程表

※会場への入場・番号札の配布は、午前8時半からを予定しています。感染防止対策に伴う会場内の人数制限により、受付後会場外でお待ちいただく場合があります。

都合がつかない場合はお住まいの区・校区の会場以外でも申告相談できます!

区	確定申告	会場	対象校区(地区)	期日	受付時間
中央区	×	市民会館 シアーズホーム 夢ホール (熊本市市民会館) 2階大会議室	城東、壺川、碩台、五福、向山	2月28日(月)	午前9時半~11時 午後1時~3時半
			出水、砂取、出水南、白川	3月1日(火)	
			託麻原、大江、白山	3月2日(水)	
			本荘、春竹、一新、慶徳	3月3日(木)	
東区	×	東部公民館 2階大ホール	尾ノ上、桜木	3月7日(月)	午前9時半~11時 午後1時~3時半
			託麻西、月出、山ノ内	3月8日(火)	
			託麻東、託麻北、東町	3月9日(水)	
			西原、健軍東、託麻南	3月10日(木)	
			長嶺、若葉	3月11日(金)	
			秋津、泉ヶ丘	3月14日(月)	
西区	○	西部交流センター 多目的室 (西区役所隣)	古町、高橋、中島	2月14日(月)	午前9時半~11時 午後1時~3時半
			城西、小島、白坪	2月15日(火)	
			河内、芳野	2月16日(水)	
			城山、花園	2月17日(木)	
			池田、池上、春日	2月18日(金)	

※表中「確定申告」の欄に「×」の付いた会場では、所得税および復興特別所得税の確定申告の受け付けはできません。

- お願い
- 会場内ではマスクの着用、検温へのご協力をお願いします。※申告記載用のボールペンも持参ください。
 - 駐車場には限りがあり、大変混雑しますので公共交通機関をご利用ください。
 - 状況によっては早めに受け付けを開始することもありますので、あらかじめご了承ください。
 - 医療費控除や収支内訳の計算は相当時間がかかります。領収書などの合計は、事前に計算してお越しください。

問い合わせ

市・県民税申告 市民税課(☎096-328-2183)

所得税および復興特別所得税の確定申告

最寄りの税務署(熊本西(☎096-355-1181)/熊本東(☎096-369-5566))

詳しくは、熊本国税局ホームページ

(<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>)へ

区	確定申告	会場	対象校区(地区)	期日	受付時間
南区	○	南区役所 3階会議室	田迎、田迎西、川口	2月21日(月)	午前9時半~11時 午後1時~3時半
			川尻、日吉東、銭塘	2月22日(火)	
			日吉、力合、力合西	2月24日(木)	
			田迎南、御幸、城南	2月25日(金)	
			奥古閑、中緑、木原、田尻、鰐瀬 西田尻、古閑、舞原、栄町、南藤山	2月28日(月)	
			杉島、御船手、小岩瀬、国町 鳥場、藤山、沈目	3月1日(火)	
			榎津、廻江、清藤、新、中宮地 才木、六田、本町、島田、さんさん	3月2日(水)	
			平原、南田尻、志々水、千原、永 馨町、丹生宮、陳内、土鹿野 旭が丘団地、尾窪、塚原	3月3日(木)	
			飽田西、飽田南、飽田東、金屋町 下宮地、二ノ町、萱木、城南団地、一ノ町	3月4日(金)	
			赤見、築地、今、高、出水、東阿高 東阿高団地、坂本、吉野、平野、碓	3月7日(月)	
			釈迦堂、大町、上杉、菰江、莎崎 碓江、上宮地、旭町、阿高	3月8日(火)	
			上記日程で都合のつかない方	3月9日(水)	
			上記日程で都合のつかない方	3月10日(木)	
			北区	○	
北部東	2月1日(火)				
川上	2月2日(水)				
楡木、武蔵	2月3日(木)				
龍田、龍田西、楠、弓削	2月4日(金)				
清水	2月7日(月)				
麻生田、城北、高平台	2月8日(火)				
植木	2月9日(水)				
吉松	2月10日(木)				
田底	2月14日(月)				
田原	2月15日(火)				
山本、山東	2月16日(水)				
菱形、大和	2月17日(木)				
桜井	2月18日(金)				

注意

上記申告期間は、申告会場に市民税課職員が出向いて行うため、**区役所税務室窓口では申告受付はできません。**上記の会場で申告をお願いします。